

## 里山ネットワークやまがた規約

### (名称)

第 1 条 本団体は「里山ネットワークやまがた」と称する。

### (目的)

第 2 条 本団体は会員団体相互の交流を図り、会員が持つ課題を共有し協働を図る。  
また、山形県民の尊厳・文化を守るため、山形らしいふるさと創りを目指す事業を実践していく事を目的とする。

### (事業)

第 3 条 本団体は第 1 条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 山形県内の環境保全活動等をなすために必要な協議に関する事。
- (2) 会員協働による共同事業実施のための必要な研究調査等に関する事。
- (3) 講習会または展示会を開く事。
- (4) 会員の振興並びに相互の啓発向上に関する事。
- (5) その他本会の目的達成するため必要な事。

2 事業を実施する場合、事前に理事会に報告しなければならない。

### (組織)

第 4 条 本会員は山形県内の N P O 法人及び公益活動を行う任意団体をもって組織する。

### (事務所)

第 5 条 本団体の主たる事務所を山形市十日町三丁目 9-36  
< (株) エイチ・エフ・ピー > に置く。

### (会員)

第 6 条 この団体の会員は、次の 2 種類とする。

- (1) 正会員は、この会の目的に賛同し入会した者とする。
- (2) 賛助会員は、この会の事業を賛助するために入会した者とする。

### (入会)

第 7 条 本団体に加入せんとするものは加入申込書を事務局に提出しなければならない。  
事務局は理事にその都度報告するものとする。

### (会費)

第 8 条 会員は、以下に定める会費（年会費）を納入しなければならない。  
また本団体の経費は次の収入をもってこれに充てる。

- (1) 正会員 (3,000 円)
- (2) 賛助会員 (10,000 円) 一口

- (3) 協力費
- (4) 寄付金
- (5) その他の収入

**(退会)**

**第 9 条** 本団体を退会せんとする時は脱退届にその理由を記し事務局に提出するものとする。

**(役員)**

**第 10 条** 本会に次の役員を置く。

- (1) 代表理事 1名
- (2) 理事 若干名
- (3) 監事 若干名

- 2 第1項に定める代表理事は、理事より選出する。
- 3 理事の任期は2年とする。但し再任を妨げない。

**(職務)**

**第 11 条** 代表理事は本団体を代表し業務を総括する。

- 2 理事は代表理事を補佐し、代表理事に事故あるときはこれを代わるものとする。
- 3 監事は財産状況を監査する。

**(解任)**

**第 12 条** 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障により、職務の執行に耐えられないと認められた時
- (2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があった場合。

**(総会)**

**第 13 条** 本団体の会議は正会員をもって構成し、年に1回通常総会を開催するものとする。ただし臨時総会、理事会は代表が必要と認めた時に開催することができる。

- 2 次の事項は別の定めるものを除き総会の決議を経なければならない。
  - (1) 規約の変更
  - (2) この会の解散及び精算人の選出
  - (3) 事業計画及び収支予算の決定
  - (4) 役員選任及び解任
  - (5) 事業の報告及び収支決算の承認
  - (6) その他この会の運営上特に重要な事項
- 3 会議はすべて代表理事が招集し議長となる。総会の決議は参加会員の過半数によって決定し可否同数のときは議長が決定する。
- 4 会員は議決権の行使を会員である代理人に委任し、または書面をもって行うことができる。但し、代理人は会員の委任状を提出しなければならない。

**(議事録)**

**第 14 条** 総会等には議事録を備え作成後、総会の出欠に関わらず議事録を郵送にて団体会員に送付し開示するものとする。

**(理事会)**

**第 15 条** 理事会は理事をもって構成する。但し監事を除く。

2 理事会は、総会の議決した事項の執行に関する事項及びその他総会の議決を要しない業務の執行に関し、議決する。

**(委員会)**

**第 16 条** 実施する事業及び運営、企画に関して広く会員からの意見を聴取するために委員会を置く事ができる。

委員会の委員長は理事が担当するものとする。

**(事業報告書及び決算)**

**第 17 条** 毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に事業報告書、収支計算書を作成し、監査を経て総会の承認を得なければならない。

**(事業年度)**

**第 18 条** 本団体の事業年度は 4 月 1 日に始まり、3 月 31 日に終わる。

**(事務局)**

**第 19 条** この団体の事務を処理するために、事務局を置く。

(所在地は第 5 条の事務所とする)

**(委任)**

**第 20 条** この会則に定めのない事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

**(変更)**

**第 21 条** この会則は、総会において、出席者の 3 分の 2 以上の承認がなければ変更できない。

**附則**

この規約は、平成 27 年 11 月 30 日から施行するドリームやまがた里山プロジェクトの規約を引き継ぎ、会計含め、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。